

議案第 34 号

専決処分の承認を求めることについて

平成 28 年度箱根町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 28 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 2 号）について

別紙、平成 28 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 2 号）のとおり

平成 29 年 6 月 9 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

（提案理由）

除雪関係経費について、既定予算を補正する必要が生じたため、平成 28 年度箱根町一般会計補正予算について専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

平成 28 年度箱根町一般会計補正予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 29 年 3 月 31 日

箱根町長 山 口 昇 士

平成 28 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 2 号）

平成 28 年度箱根町の一般会計補正予算（専決第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 26,106 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,397,231 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰入金		176,444	26,106	202,550
	05 基金繰入金	153,261	26,106	179,367
歳 入	合 計	10,371,125	26,106	10,397,231

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
35 土木費		789,003	26,106	815,109
	10 道路橋りょう費	240,589	26,106	266,695
歳出	合計	10,371,125	26,106	10,397,231

平成 28 年度箱根町一般会計歳入歳出補正予算（専決第 2 号）事項別明細書

1 総括

（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
65 繰入金	176,444	26,106	202,550
歳入合計	10,371,125	26,106	10,397,231

2 歳入

（款）65 繰入金

（項）05 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
05 財政調整基金繰入金	145,905	26,106	172,011
計	153,261	26,106	179,367

3 歳出

（款）35 土木費

（項）10 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
25 雪害対策費	6,284	26,106	32,390	0	0	0	26,106
計	240,589	26,106	266,695	0	0	0	26,106

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
35 土木費	789,003	26,106	815,109	0	0	0	26,106
歳出合計	10,371,125	26,106	10,397,231	0	0	0	26,106

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
05 財政調整基金繰入金		26,106	05 財政調整基金繰入金 26,106

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
11 需用費	3,713	01-05-01 経常経費追加…………… (需用費) 11-01 消耗品費追加 (委託料) 13-51 除雪・薬剤散布委託料追加	26,106
13 委託料	22,393		3,713
			22,393